

事 務 連 絡  
平成23年 4月 8日

各県立学校教育財産管理事務主任者 殿

施設整備課施設管財班長

東北地方太平洋沖地震に係る使用許可物件の取扱について

このことについて、震災に係る損壊等で目的外使用許可をしている物件の使用が終了した場合の事務処理について問い合わせがありましたので下記のとおり事務処理願います。

記

申請者は使用許可別紙条件7のとおり、期間満了届（廃止）届（別紙1）を許可者あて提出する。

なお、使用許可別紙条件及び別紙1については下記に掲載しております。

ポータル共有フォルダ/教育庁/教育財産管理規則/各種様式/使用許可別紙条件

条件7 使用許可期間が満了したとき又は使用をやめるときは、自己の負担において使用許可物件を現状に回復するとともに、期間満了（廃止）届（別紙1）を提出しなければならない。

（例）電柱が損壊し、今後の使用を止める場合

担当：施設管財班 尾島
TEL 022-211-3351
FAX 022-211-3354